

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	199	07_産業振興	中核市	郡山市、本宮市、大玉村、鏡石町、猪苗代町、平田村、浅川町、三春町、小野町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地に関する準則(備考)1	工場立地法に基づく準則条例における既存工場等の緑地等面積の計算方法の明確化	工場立地法に基づく準則条例における既存工場等の緑地等面積の計算方法について、当該工場等が準則条例の通常計算(工場立地に関する準則における第1条から第3条までによる計算)で定める緑地等面積を上回る場合は、事業者等の判断で通常計算によるか特例計算(工場立地に関する準則における(備考)1による計算)によるか選択できる規定を当該条例に置くことが可能であることを通知等で明確化することを求める。	【制度の概要】 工場立地の準則等における特例計算は、一定の緑地等を直ちに整備することが困難である既存工場等のために、生産施設のビルド面積に応じた緑地等の整備を行うために設けられている。 【支障事例】 工場立地法に係る緑地面積率等については、国の準則に替えて準則条例を定めることが可能となっており、本市においても平成27年度に準則条例を制定している。当該条例では国の準則に倣い既存工場等の緑地等面積の計算に当たっては特例計算によることとしているが、緑地面積率等を緩和したことに伴い、既存工場等でも通常計算による緑地等面積を上回る企業が出てきている。そういった企業にとっては、複雑な特例計算を行うことに利点がないにも関わらず、特例計算を行わざるを得ない。特例計算は複雑な計算式であることから、計算内容を理解し、正しく計算を行うことが事業者の負担となっている。また、特例計算は変更履歴を積み重ねて行うことから、過去の届出を数十年にわたって管理・保存しなければならず、過去の届出が見当たらないという事業者からの声もあった。行政にとっては、企業が増設を行う時期が重なる(決算時期関係)場合が多く、その際に、既存工場等の特例計算を行うことは、過去の届出すべてのチェック、検算が必要となり、通常計算に比べて負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	200	09_土木・建築	町	厚真町、安平町、むかわ町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法8条1項1号	災害公営住宅事業(一般災害)の指定要件の見直し	「滅失した戸数が被災地全域で500戸以上」となっている災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件の一部を、「滅失した戸数が被災地全域でおおむね500戸以上」とし、柔軟な適用を可能とする。	地震等天然現象の被害による災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件は、公営住宅法第8条第1項第1号で、その滅失した戸数が「①被災地全域で500戸以上」又は「②一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の1割以上」となっているが、胆振東部地震による北海道(被災地全域)の被害は「480戸」であるため、本事業の対象外となっている(なお、厚真町だけは指定要件②によって本事業の対象となっている)。被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅を整備できない事態が、更なる人口流出を招いている。被災地の滅失戸数については、激甚災害指定基準と同様、「おおむね」の戸数でも適用可能とし、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka-yosan.html
R1	201	09_土木・建築	町	厚真町、安平町、むかわ町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法23条 公営住宅法施行令6条 (大規模災害の場合、被災市街地復興特別措置法21条の適用がある)	災害公営住宅の入居者資格要件の規制緩和	一般災害に係る災害公営住宅整備事業で建設する災害公営住宅の「入居者資格要件」について、公営住宅法23条の規定により一定の所得以下の者が対象となっているが、災害により住居が滅失した者を対象として、過去の大規模災害と同様に収入要件をなくす。もしくは「入居者資格要件」を、地域が自ら決められるようにする。	災害公営住宅整備事業(一般災害)の入居者資格として収入要件が規定されているため、2018年9月6日に発生した胆振東部地震において、住宅を失ったにもかかわらず、災害公営住宅に入居できない者がいる。被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、公的住宅への入居を希望しているが、災害に伴う予算不足、既存の公的住宅や民間賃貸住宅の絶対数の不足により町単独では対応が困難となっている。被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅の収入要件が、更なる人口流出を招いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka-yosan.html
R1	202	05_教育・文化	一般市	竹田市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則	部活動指導員の活用事例の周知	自治体は国のガイドラインに基づき導入を検討しているが、国、県の補助制度を活用した人材の確保が困難となっている。 部活動指導員の導入事例を周知していただきたい。	国、県の補助制度を活用し部活動指導員を配置したいが、補助要件を満たす人材が見つからず配置が困難である。 スポーツの指導をしている人材は存在するが、部活動指導員として位置付けることが難しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	203	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市、埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間等の延長	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	・現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者が、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。 ・精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者により負担や混乱が生じている。 ・更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。 ・近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	204	11_その他	中核市	八王子市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項	選挙運動自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準の明確化	公職選挙法及び同施行令に規定されている選挙運動用自動車の使用可否の判断における「乗用の自動車」に関する基準を明確にすること。 とりわけ、車検証の用途欄表記が乗用以外の場合においても、自動車の実体及び形態等により選挙運動用自動車としての使用可否が異なるため、これらの実体及び形態等に応じた具体的なかつ詳細な判断基準(ガイドライン等)を示すこと。	選挙運動用自動車は、公選法第141条第6項により、「政令で定める乗用の自動車」に限って使用可能とされているが、これは車検証の用途欄表記にかかわらず、身体障害者用に改造した特種用途自動車等、実体的に乗用と見なされるものであれば使用可能とされている。一方、同じ特種用途である放送宣伝車については、同法同条第1項に「構造上宣伝を主たる目的とするもの」は使用不可と明記されているため、市選管では候補者等にこの旨説明していた。しかし、平成31年4月市議会議員選挙の際、「乗用としての使用があれば放送宣伝車も選挙運動に使用できる」との見解が国から得られたので、同自動車を選挙運動に使用する準備を進めているが、今まで認められていなかった放送宣伝車の使用は本当に可能かとの問い合わせがあった。本市選管としては、東京都選管とも協議を重ねたが、「乗用」の判断基準が明らかでない中で、構造上宣伝が主たる目的と思われる放送宣伝車の使用は認められないとの意見で一致した。この間、国に対しても、その判断基準を明らかであることを再三求めたが、結局明確な回答は得られず、最終的に当該候補者は同自動車の使用を見送った。このことについて、市選管では、国、都及び警視庁への確認に相当の時間を費やし、当該候補者も、長期間選挙運動用自動車を準備できない不利益を被った。また、「乗用」の判断基準が不明なまま使用した場合には、違法な選挙運動として取締対象となる恐れもあった。選挙運動用自動車に関して、「乗用」を市選管が個別に判断することは不可能であり、その判断基準を伴わない国の見解はあいまいで、かえって現場に混乱を招いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【経済産業省】 (2)工場立地法(昭34法24) 既存工場等(工場立地に関する準則(平10大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示1)(備考)1)において、生産施設の面積の変更(減少を除く。)が行われるときの生産施設、緑地及び環境施設の面積の算定については、一定の条件を満たす場合には、既存工場等以外の工場と同様のより簡易な計算方法で算定できることをホームページで公表するとともに、その旨を地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて周知する。 [措置済み(工場立地法FAQ集(令和元年8月経済産業省地域企業高度化推進課))]</p>	—	<p>既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときの緑地等の面積の算定については、一定の条件を満たす場合には、より簡易な計算方法で算定できることを周知した。</p>	<p>【経済産業省】工場立地法FAQ集(令和元年8月経済産業省地域企業高度化推進課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2019/rifu.ts/uchi.html#r1_199</p>	<p>経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) 部活動指導員(施行規則78条の2)については、その確保が円滑に進むよう、地方公共団体における取組事例を収集し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p>	—	<p>部活動指導員の確保が円滑に進むよう、地方公共団体から収集した取組事例を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【文部科学省】「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」フォローアップ調査結果について(令和2年3月31日付けスポーツ庁政策課学校体育室、文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2019/rifu.ts/uchi.html#r1_202</p>	<p>スポーツ庁政策課学校体育室 文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室</p>
<p>5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省】 (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii)自立支援医療に係る支給認定等(54条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54条に規定する給付であって、マイナンバー制度における情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)に係る照会方法を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)]</p>	<p>マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱マニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。</p>	<p>【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知) (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び省略可能な書類の一覧等について(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2019/rifu.ts/uchi.html#r1_203</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	205	11_その他	中核市	八王子市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項 公職選挙法施行令第109条の3	選挙運動用自動車に関する規格制限(公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に掲げられた各基準)の統一	現行の公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に規定されている不合理かつ実態に即していない選挙運動用自動車の規格制限について、「乗用定員10人以下で車両総重量5トン未満(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。)」に基準を統一すること。 また、合理的かつ簡素な統一基準に基づき、立候補者、選挙管理委員会及び警察本部における混乱軽減を図るため、選挙運動用自動車に関する問い合わせ先を明確にするとともに使用条件等の法令解釈を明示すること。	選挙運動用自動車に関する規格制限は、サンルーフ等の開閉できる天窓のある自動車や車両重量2トン未満の普通貨物車について、駆動方式(二輪駆動か四輪駆動)の違いのみにより使用可否が異なるなど、合理性を欠く基準となっている。とりわけ、四輪駆動車に限っては、車両重量2トン未満である場合は開閉できる天窓のある自動車でも使用可能となっており、近年ではバン型であっても同基準を満たす車種が多く存在しているなかで、実態に即していないだけでなく、各基準間の整合すら保たれていない状態にある。 本市選管でも、市議会議員選挙の際には50名以上の候補者にこの規格制限について説明しているが、複雑でわかりにくい基準に関して多くの問い合わせがあり、選挙の都度、その対応に忙殺されている。また、立候補予定者説明会には、警視庁から警察官派遣の協力を得て、同規格制限に基づく使用可否を説明しているが、実際に使用できる自動車の車種や用途等の複雑さやわかりにくさに関して多くの苦情が寄せられている。 候補者にとって、違法な選挙運動用自動車を使用することは、公職選挙法違反となり選挙資格を失う恐れのある重要な問題である一方で、市選管においては、いかに公職選挙法施行令に定められた選挙運動用自動車の規格制限といえども、一般的な自動車の車種や用途等に関して専門性を有しておらず、交通関係法令を所管する警察署に使用可否の確認が必要である場合が多い。このため、即時的確な対応ができず、結果として不利益を候補者に与えてしまう場合がある。この他、その問い合わせ先についても市選管か警察署かで明確でないため、候補者において大きな混乱が生じているところである。	—
R1	206	03_医療・福祉	一般市	市川市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第19条第1項及び第4項	ケースワーク業務の一部外部委託化	生活保護の決定及び実施に関連するケースワーク業務のうち、高齢者世帯への定期的な訪問や、被保護者からの簡易な電話問い合わせなどの一部業務について外部委託化を可能とする。	本市では、国の施策に先行し、福祉施策の分野、特に障害のある方を地域で支える分野において、行政と民間双方が連携して協働していく土壌を整備し、福祉の充実を図ってきた。 生活保護の分野においても民間との協働による充実に取り組みたいと考えているが、生活保護の決定及び実施は、都道府県知事、市長及び町村長が行い、委任はその管理下にある行政庁に限るため、たとえその一部であっても外部委託することはできない。 本市の生活保護の被保護者数は年々増加しており、ケースワーカーの負担が増加している中で、ケースワーカーには、被保護者の生存権を保障する支援はもちろんのこと、自立を促すための指導や、不正受給の防止など、多様な役割が求められるが、このまま被保護者数が増加する状況が続くことが見込まれる中で、十分な支援を行うことが難しくなっていく可能性がある。 ※なお、過去の特区提案に対する厚生労働省の回答では「ケースワーク業務については、保護の実施機関である地方自治体の責任において行うべきものであり、管理的な業務(保護の決定及び実施にあたる業務)以外のケースワーク業務の一部についてのみ委託可能」との見解が示されている一方で、平成29年12月5日にとりまとめられた「生活保護制度の見直しについて(生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ)」において、ケースワーク業務等のあり方については、「稼働能力のある者に対する就労支援や不正受給対策等の業務を効率的・効果的に行う観点から、ケースワーク業務の重点化や外部委託のあり方、生活困窮者自立支援制度との連携に関し、関係者で議論を深めていく必要がある。」とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html
R1	207	11_その他	一般市	市川市	法務省	B 地方に対する規制緩和	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項	戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項において、電子署名が必須とされているが、これを総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書きと同様に、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない旨を規定することを求める。	郵送での請求が可能な戸籍関係証明書の交付について、オンラインでの請求では電子署名を必須とする規定となっているが、マイナンバーカードが必要であること、さらにはICカードリーダーを用いなくてはならないことから、現行制度ではオンライン請求をするためにICカードリーダーを準備する必要があり、利用者の自己負担が生じるなど、利用者が簡易に申請できるシステムの構築が困難になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iv)ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。 ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。 ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> (23)生活保護法(昭25法144) (i)ケースワーク業務の外部委託については、福祉事務所が被保護者に対して行う家庭訪問の方法に関する取扱いを見直し、外部の専門機関との連携により被保護者に係る必要な状況確認が可能な場合は、これをもって家庭訪問とみなすことができる範囲を拡大すること等を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局長通知、令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)]</p>	<p>社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論も踏まえ、家庭訪問に関する運用の見直しについて、令和4年7月26日付で通知を发出了。</p>	<p>・「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について(通知) (社援発0726第3号) ・「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について(通知) (社援保発0726第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu-tsuchi.html#r1_206</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	208	11_その他	都道府県	静岡県、埼玉県、南豆衛生プラント組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島函南広域行政組合、富士山南東消防組合、裾野市長泉町衛生施設組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、御殿場市・小山町広域行政組合、駿豆学園管理組合、共立蒲原総合病院組合、志太広域事務組合、大井上水道企業団、駿遠学園管理組合、牧之原市菊川市学校組合、相寿園管理組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、東遠工業用水道企業団、掛川市・袋井市病院企業団	法務省	B 地方に対する規制緩和	なし	一部事務組合における不動産の登記手続の簡素化	現状、一部事務組合が所有する不動産の登記手続において、法務局から「一部事務組合の資格証明書」(一部事務組合の「名称」「所在地」「管理者」を都道府県知事の名で証明)の提出を求められるが、これを「設立許可書の写し」「組合格約」の確認等へ変更すること。上記提案が困難であるならば、年間に登記申請を複数回行う団体があることを考慮し、資格証明書について法務局からの原本還付を認めること。	【一部事務組合】 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり、構成団体の議決を経た協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設置されるもの。 【支障事例】 現状、一部事務組合の「名称」「所在地」は規約の必要的記載事項であることから、これら「2項目」については、規約に基づき資格証明を行っている。しかしながら、管理者については「その選任方法」が規約の必要的記載事項とされており、規約により管理者の確認が可能な場合もあれば、規約のみでは管理者が判然としない場合もある。「管理者」に変更等があった場合に、都道府県知事に対する届出義務等もないことから、規約により管理者が判然としない場合は、都道府県は管理者の証明根拠を有していないこととなる。(現状は組合側への管理者の確認に基づき資格証明を行っている。) 【支障解消策】 組合格約の確認や組合側への管理者の確認は、法務局窓口でも行い得るものである。また、規約等の真正性については、地方自治法に基づき設置された特別地方公共団体の執行機関たる管理者が「原本証明」することで担保されるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	209	11_その他	都道府県	静岡県、川崎市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、鳩山町、美里町、神川町、上里町、浜松市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、小山町、吉田町、森町	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	なし (上記法律で欠格要件を定めているのは民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第8条及び第26条)	犯罪人名簿の調製の法律上の明確化	現在、法令等の根拠がなく、市区町村の任意の自治事務として実施している(大正6年4月12日付け内務省訓令第1号を根拠にしているとの文献あり)「犯罪人名簿の調製」事務について、法律上の事務として位置付けること。	【支障事例】 平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(子家発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「犯歴情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。静岡県内では、既に東京都内の民間あっせん機関から少なくとも2件の「犯歴情報の照会」が養親希望者の本籍地市町にきている。しかしながら、「犯歴情報」は要配慮個人情報にあたり、実際に当該法に規定された事項を確認するために「犯歴情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。今ところ犯歴情報の提供が出来なかった実績はないが、犯歴情報の提供が出来なかった場合、養親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な被害を被る。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提(選挙人名簿の調製に必要となるため)に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「犯歴情報の提供」を組み込んでいるが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されていない状態であると考えられる。(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。) 【支障解消策】 市区町村における「犯罪人名簿の調製」を法律上の事務として義務付け、また、「犯歴情報を提供できる場合」の要件を法律上として明確化する。	—
R1	210	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県、埼玉県、横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、大阪府	厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	化製場等に関する法律第9条第1項 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項、同条第2項	化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し	化製場等に関する法律に基づく指定区域(同法第9条第1項)において動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項第24条の2)を得た者(同法第10条第2項第6号に規定する飼養施設に限る。)は化製場等に関する法律に基づく飼養許可(同法第9条第1項)を得たものとみなす。	現在、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動愛法」という。)に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項、第24条の2)をする場合、化製場等に関する法律(以下「化製場法」という。)に基づく飼養の許可(同法第9条第1項)が必要となることがある。 ※化製場法に基づく指定区域(同法第9条第1項)において、動愛法に基づく飼養施設(同法第10条第2項第6号)内で10頭以上の犬を収容する場合 確かに、化製場法に基づく飼養許可規制の目的が、公衆衛生にあるのに対し、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録規制の目的は、動物の健康・安全の保持等及び生活環境保全等にあり、その規制目的を異にしており、重複規制となっているわけではない。 もともと、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき動愛法施行規則施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき都道府県条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めるものとなっているため、動愛法上の登録が認められるものは、化製場法上の許可が認められる結果となっている。 このような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、行政庁が登録及び許可の2つの審査を行っても、その手間が増えるだけで、非効率な事務運用となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	211	11_その他	都道府県	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等	マイナンバー制度における適切な情報提供	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。 また、データ標準レイアウト改版は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、判明した段階で自治体に情報提供すること。	令和元年7月版データ標準レイアウト改版において、情報連携開始時期が事前調整なく6月中旬に前倒しされた。 データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。 また、7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、見込み額で予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html
R1	212	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県、さいたま市、川崎市、相模原市、寒川町	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認可外保育施設に対する指導監督の実施について(別添)認可外保育施設指導監督基準(平成13年3月29日雇児発第177号)	認可外保育施設の保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日の解釈の明確化	認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	今後、認可外保育施設が幼児教育無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。現状、都道府県等の指導監督基準における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日については、厚生労働省に確認したところ、「都道府県等の裁量により「年度初日の前日(いわゆる学年)」か「誕生日(いわゆる満年齢)」か定めることができる」との回答を得ている。 しかし、都道府県等の指導監督基準で年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」とし、それに適合する施設を適当と認めたとしても、国の指導監督基準(年齢の基準日を「年度初日の前日(いわゆる学年)」で規定)を満たさない可能性があり、幼児教育無償化の対象とならない可能性がある。 都道府県等の指導監督基準を満たした施設が適切に幼児教育無償化の対象となるために、認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html
R1	213	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県、千葉県、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、秦野市、伊勢原市、開成町、愛川町、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第32条、第37条の2	学校給食費の公会計化に伴う生活保護制度の教育扶助(学校給食費)における支給方法の明確化	学校給食費が公会計化された場合における教育扶助(学校給食費)の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を通知により明確化されたい。	学校給食費が公会計化された場合における教育扶助(学校給食費)の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を明確化されないことにより下記の支障が生じている。 【支障事例】 生活保護の一種である教育扶助(学校給食費)については、私会計であれば生活保護法第32条第2項の規定に基づき学校長に対して交付可能であるが、学校給食費が公会計化された場合、自治体の長やその長から委任された教育委員会(以下、「自治体の長等」という。)が徴収権者となるため、当然学校給食費は自治体の長等あてに納付することになる。この場合、生活保護法第32条第2項には自治体の長等に交付できるとの規定がなく、また、生活保護法第37条の2に示される保護の方法の特例にも規定がないため、教育扶助(学校給食費)を自治体の長等に代理納付することができないといった事態が生じている。 制度上、一旦学校長に交付し、そこから自治体の長等に納付することは可能であるが、学校の事務負担等の観点から現実的ではない。また、自治体の長等が教育扶助(学校給食費)の納付を受けるため、学校長から委任状をもらっている事例もあり、学校等の事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html
R1	214	08_消防・防災・安全	都道府県	神奈川県、藤沢市、小田原市、寒川町、愛川町、大阪府	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	気象業務法第24条、施行規則第13条第1項	津波警報等が発表された場合の伝達手段として、旗の掲出を可能とする通知等の発出	災害発生時における旗など視覚を利用した伝達手段が利用可能であることの明確化	津波警報の住民等への伝達手段としては、市町村の防災行政無線を利用したサイレンや放送等の音声による伝達が中心となるが、マリンスポーツをしている人等、海上や海岸にいる人々には、強風やスピードカーからの距離の問題で聞き取り難い場合があり、また、聴覚に障害のある方には聞き取り自体が困難であることから、旗など視覚に訴える伝達手段が求められる。 しかし、気象業務法に基づく規定では、警報を伝達する標識は、サイレン又は鐘音と定められており、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう通知等の発出が必要である。	—
R1	215	02_農業・農地	都道府県	神奈川県、横浜市、海老名市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	植物防疫法第17条第1項、第19条第1項・第3項、第20条第1項・第3項 ブラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令第5条 消費・安全対策交付金交付要綱別表1Ⅲ-4-(4)	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること。 ※都道府県や市町村に対し協力指示を発出する場合は、必要経費に係る予算の裏付けを徹底する	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること。 ※都道府県や市町村に対し協力指示を発出する場合は、必要経費に係る予算の裏付けを徹底する	【現状】 本県は、植物防疫法第19条第1項に基づく国の協力指示に基づき、当該交付金を活用して特殊病害虫の緊急防除に取り組んでいる。具体的には、国(植物防疫所)が調査及び廃棄植物の指定(廃棄命令)を行い、県が損失補償及び伐採等廃棄を実施している。 【支障事例】 過去3年にわたり、年度当初配当額は事前協議時に提出した感染確認している樹木に係る処分費用の積算額を大幅に下回っており、また、年度途中にも国の指示に従い、その時点で不足している所要額を積算し、追加交付を要するものの、内示が遅れ、年度内の感染樹木の伐採・廃棄等ができなかった。 植物防疫所の検定の結果、感染していることが判明した際には、植物防疫所の職員とともに感染樹木の所有者宅を訪問し、調査結果を伝えるとともに伐採協力と損失補償手続について説明しているが、内示の遅れにより廃棄手続を進めることができないことから、自治体に対して所有者からのクレームが多数寄せられているほか、訪問時点では伐採に了承していたが意見を翻す事例も発生し、その対応に時間を費やしている。また、予算の執行管理が煩雑になるなど、地方の事務執行に甚大な支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html
R1	216	02_農業・農地	都道府県	神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	【園芸用施設の設置等の状況把握】 園芸用施設の設置等の状況把握実施要領 【地域特産野菜生産状況調査】 統計法第19条第1項 地域特産野菜生産状況調査実施要領 【特産果樹生産動態等調査】 果樹農業振興特別措置法第6条 特産果樹生産動態等調査実施要領	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査に係る都道府県及び市町村の事務の廃止	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務負担を軽減するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に統合する等の見直しを行うことで、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	これらの3調査については、園芸用施設の設置状況や地域の野菜・果樹の詳細な栽培状況等について調査するものであるが、都道府県及び市町村を調査対象または経由先として行っている。 一方で、調査項目は、県や市町村でも、新たな担い手の参入があった場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取得した情報しか持っていない場合が多く、その他の情報は職員が個人的に見聞きした程度のものに留まり、詳細かつ正確なデータを把握していない場合が多い。また、国の調査依頼が来てから、城内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間が掛かっているとともに、この確認を行っても把握できない場合があるのが実態である。 県としてはこれらの調査を実施する必要性を感じておらず、現にこの調査の結果を政策立案の根拠として活用しているわけでもないため、本調査について、農林業センサスや作況調査等の別の調査に統合する等の見直しを行い、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府(17)】【総務省(24)】 マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。	—	令和2年度と令和3年度におけるデータ標準レイアウトの改版にあたり、地方公共団体に対してレイアウトの確定版を前年度の7月に提示し、情報連携開始までの改版に関わるスケジュールについても遵守された。	—	—	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
5【内閣府(3)(i)】【厚生労働省(5)(iii)】 児童福祉法(昭22法164) 認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え方及び指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にするため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平13厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断について、指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にした。	【厚生労働省】「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について(令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_212	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iii)学校給食をはじめとする教育扶助(13条)については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、公会計化に伴い学校給食費等を徴収・管理することとなった地方公共団体の長等に対して支払うことを可能とする。	—	生活保護法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(生活保護法改正の施行日は令和2年10月1日)。	【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について(令和2年6月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_213	厚生労働省社会・援護局保護課
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (11)消費・安全対策交付金 地方公共団体が農林水産大臣から協力指示(植物防疫法(昭25法151)19条1項)を受けて防除に関する業務に協力する場合の特殊病害虫緊急防除に係る消費・安全対策交付金の交付については、あらかじめ病害虫の発生状況や防除措置の内容、スケジュール等を地方公共団体と協議し、交付金額及び交付時期について十分調整を行った上で、地方公共団体の事務の執行に支障が生じないよう遅滞なく決定する。	—	病害虫の発生状況、防除方法、防除時期等を踏まえ、病害虫の発生が確認された都道府県・市町村と交付額及び交付時期について、事前に十分調整を行い、必要な予算を確保し、早期に交付決定を行った。 なお、プラムボックスウイルスの緊急防除については、令和2年度末をもって終了したことから、令和3年度以降、消費・安全対策交付金の交付手続きはなくなった。	—	—	農林水産省消費・安全局植物防疫課
5【農林水産省】 (10)地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握 地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容については、調査の合理的かつ効率的な実施の観点から、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度中に地方公共団体等に周知する。 また、地方公共団体の負担を軽減するため、それぞれの次回調査までに、調査項目や対象品目の削減等を行う。	—	地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容については、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度に地方公共団体等に周知するとともに、令和元年度から2年度にかけて、当該3調査の調査項目や対象品目の削減等を行った。	【農林水産省】平成30年産特産果樹生産動態等調査入力上の留意事項(令和元年11月18日付け) 【農林水産省】「園芸用施設の設置等の状況」の見直しに係る事前の意見照会について(令和2年3月27日付け農林水産省生産局園芸作物課施設園芸対策班事務連絡) 【農林水産省】地域特産野菜生産状況調査実施要領(平成30年産)一部改正新旧対照表(令和元年9月30日付け) 【農林水産省】令和元年産特産果樹生産動態等調査入力上の留意事項(令和2年12月9日付け) 【農林水産省】園芸用施設の設置等の状況把握の実施について(令和3年3月11日付け農林水産省生産局園芸作物課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_216	農林水産省統計部生産流通消費統計課、農産局園芸作物課、果樹・茶グループ

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	217	02_農業・農地	都道府県	神奈川県、さいたま市、藤沢市、秦野市、海老名市、寒川町、開成町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業人材強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)	農業次世代人材投資事業の要件確認に係る代替書類	農業次世代人材投資事業において、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証するものとして求められる農地基本台帳の写しについて、他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記する。	農業次世代人材投資事業においては、準備型の就農状況報告や経営開始型の交付申請等の際に、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有していることを証明する添付書類として「農地基本台帳及び契約書等の写し」を提出することが要綱上求められている場合がある。この農地基本台帳の写しについては、農業委員会によって発行する様式等が異なっており、本事業で求められている写しにどの程度の情報を記載する必要があるかも明らかではないところ、農業委員会によっては、事業に直接関与していない農地の所有者の個人情報に記載されていることを理由として、写しの発行を拒否するところも多く、書類整備に支障をきたしている。農地基本台帳の写しがなくとも、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	218	01_土地利用(農地除く)	都道府県	神奈川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について(平成15年4月8日 国都市第537号)申請手順図-1図-2	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続きにおける都道府県経由の廃止	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続きにおける都道府県経由の廃止	【現状】 国土交通大臣に提出する土地区画整理事業に伴う測量成果の国土調査法第19条第5項指定に係る申請書その他の書類については、平成15年4月8日国都市第537号通知の図-1・図-2において都道府県知事(または政令市)を経由することとされている。(認証申請手続全体を規定する平成15年1月8日国土国第352号においては、都道府県経由は規定されていない。) 【具体的な支障】 県経由時の書類管理や整理、書類間の数字や文言の突合等の形式チェック、国への進達書類等が大きな負担となっている。年3回程度、地方整備局から県へ対象案件のとりまとめ依頼があり、県から市町村(政令市除く)、組合等へ照会をかけ、とりまとめには約1か月の期間を要している。年間数件程度の事務であることから書類管理や国への進達といった事務も含め、事務処理ノウハウの継承が負担となっている。県認可事業であっても、経由時は書類の形式チェック等を行うのみであるため、事業認可主体が行う必要はない。(中核市や事務処理特例市町村が認可しているものでも県が経由を行っている。) 県の事業所管課として、測量成果の内容を把握する必要性がない。事業者にとっても、県経由によって申請に時間を要することで迅速な指定が受けられない。また、申請書提出後の進捗状況に県が関知していないことを承知しておらず、問い合わせ先等に関し混乱しているケースがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	219	11_その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第21条	地方独立行政法人(研究開発)の出資規制の緩和	試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められていないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。	【現状】 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「KISTEC」)では、大型研究プロジェクトや企業等と共同研究を実施しており、これまで研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手として期待される、KISTEC発のベンチャー企業の創出及び成長支援を行ってきた。 【課題】 KISTECには研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手となる役割が期待されているが、運営費交付金等の財源が限られている中でその役割を果たすには、ベンチャー企業等を通じた社会還元が有効な手段として考えられる。また、外部資金の安定的確保についても保証がない現状では、出資の還元による自主財源の拡充が必須となっている。しかしながら、現行法の枠組みでは、国の独立行政法人(研究開発型)における出資は認められているにもかかわらず、地方独立行政法人(研究開発型)による出資は認められていない。そのため、出資によるベンチャー企業等への支援を行うことができず、地域におけるイノベーション創出を行う上で大きな障害となっている。なお、地方独立行政法人である公立大学法人については、平成28年度に国立大学法人と同様に出資が可能となるよう法改正が行われている。 【解決案】 地方独立行政法人(研究開発型)による出資業務が可能となるように、地方独立行政法人法を改正する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	220	04_雇用・労働	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第19条、職業訓練受講推薦要領	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行う職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行うよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。(ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。)	【現状】 公共職業訓練の受講には、ハローワークによる受講あっせん(受講指示、支援指示、受講推薦)が必要であり、県による受講あっせんは出来ない。 【支障事例】 求職者の中には、ハローワークを利用せず県の就職支援機関のみを利用する者も一定数存在する。(主に、雇用保険が無い方。) その中には、職業訓練の受講が効果的と思われる者がいるが、ハローワークでの手続きを促すほかなく、適時の訓練受講につながらず、訓練の受講機会の喪失に繋りかねない。(ハローワークにおいて、改めての就職相談(複数回)が必要。) 【権限付与後の対応】 権限付与の際は、県就職支援機関のアドバイザーと高等技術専門校の就職等推進員とが連携し、職業相談の実施等により就職率向上を図るとともに、訓練終了後の就職状況調査を実施していく。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (13) 農業人材力強化総合支援事業 (i) 農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業に係る交付申請時等に添付する農地の所有権又は利用権を有していることを証する書面については、農地基本台帳の写しに限られるものではなく、農地法3条の許可を受けた賃貸借又は売買に係る契約書等の他の書面で代替可能であることを明確化するため、令和2年4月を目途に「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(平24農林水産事務次官)及び「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」を改正する。	—	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)を令和2年4月1日付で一部改正し、農地の権利設定の状況が確認できる書類について、農地基本台帳の写しのほか、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画等のいずれかの書類で確認可能であることを明記した。	【農林水産省】農業人材力強化総合支援事業実施要綱(令和2年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_217	農林水産省経営局就農・女性課
5【国土交通省】 (8) 国土調査法(昭26法180) (i) 土地区画整理事業の確定測量に係る成果の認証の申請(19条5項)等の手続については、都道府県知事を経由しないこととし、「土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について」(平15国土交通省都市・地域整備局市街地整備課)を令和元年度中に改正する。	—	土地区画整理事業の確定測量に係る成果の認証の申請等の手続について、「土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について」(平15国土交通省都市・地域整備局市街地整備課)を改正し、都道府県の経由事務を廃止した。	【国土交通省】土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について(令和2年3月31日付け国土交通省都市局市街地整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_218	国土交通省都市局市街地整備課
5【総務省】 (13) 地方独立行政法人法(平15法118) (i) 試験研究を行う地方独立行政法人による出資等については、国立研究開発法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。	—	地方独立行政法人法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(地方独立行政法人法改正の施行日は令和2年9月10日)。	【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について(令和2年6月10日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_219	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	221	05.教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	職業能力開発短期大学校生の能力向上や進路の幅を広げるため、現在は認められていない文部科学省系4年制大学への編入学が可能となるよう制度の見直しを求めるもの。 現状では、学校教育法に定められている次の学校のみ編入学の対象とされているが、職業能力開発短期大学校も対象に含めてもらいたい。 ・短期大学(同法108条) ・高等専門学校(同法第122条) ・専修学校(同法第132条) ・高等学校専攻科(同法施行規則第100条)	職業能力開発短期大学校で履修した単位については、平成26年9月1日付け文科省高等教育局長通知により、大学での単位として認められるようになったが、編入学については認められておらず、単位互換の実績をみて判断するとされて、継続検討となっている。 しかしながら、時間割に余裕が無いうえ、大学への移動に相当の時間を要するため、他校へ通学して単位を取得することは物理的に不可能である。 このため、単位互換の実績ではなく、専修学校と同等以上の水準を有していることをもって、編入学の対象とすべきと考える。 (専修学校の要件) ・修業2年以上 ・総授業時間数1700時間以上 ・単位数62単位 (熊本県立技術短期大学校) ・修業2年 ・総授業時間数2808時間 ・単位数78単位(大学設置基準ベース) また、本県の職能校で行った受験者及び在校生アンケートによると、約半数の学生が大学への編入学制度の創設を希望しているが、現状では進学への道が閉ざされており、教育機関相互の連携が無いため、多様な学修機会が保障されていない。	—
R1	222	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第59条の2	企業主導型保育事業における学童の受入れ	企業主導型保育事業において、当該施設を設置する一般事業主又は当該施設と協定を締結している一般事業主が雇用する労働者の監護する学童及び地域枠で利用している者の監護する学童の保育を可能とすること。	企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第59条の2に基づく仕事・子育て両立支援事業として実施されているが、当事業の目的は、「乳児又は幼児の保育」であり、就学する児童(学童)は含まれていないため、助成金により整備した施設で学童を受け入れると、施設の目的外利用となる。 例えば、夜間の保育ニーズがある学童がいても、当県では、学童が夜間利用できる認可外保育施設は2施設しかなく、十分に対応できていない。 一方で、就学前の子どもの夜間保育を実施している企業主導型保育施設(県内に2施設)においては、上記の規制により、就学児童の夜間保育を実施できない。 夜間は、兄弟でも未就学児は企業主導型保育施設に、小学生は認可外保育施設に別々に預けるか、又は子どもたちだけで留守番をしている。	—
R1	223	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、認定こども園法、子ども子育て支援法	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、1つの施設が年間を通じて日・祝日に開所する必要があるが、園長や保育士に負担がかかり担い手の確保も難しい。 【具体的な支障事例】 休日保育を実施する施設は、保育士に敬遠される傾向にあり、既に実施している施設においても、保育士の退職希望があり、休日保育の実施が困難となっている。また、実質的に年中無休状態となってしまう、施設長の疲労も大きい。そのため、自治体内で休日保育を引き続き可能とするために、複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施したいと考えているが、休日保育加算要件(年間を通じて開所)を満たさないことから施設の経済的負担が大きく、休日保育が実現できていない。 【制度改正による懸念点】 休日保育加算の対象となる施設が増加し、ローテーションを行う場合、市が担う連絡調整事務が生じる。また、通常預かっている園児を他園の保育士が預かることが考えられ、引継ぎ事務が生じる可能性もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu.kekka.html
R1	224	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	施設型給付費等に係る加算項目の簡略化	施設型及び地域型保育給付費に係る加算項目について、全国的にも実施率が高い項目(所長設置加算等)を基本単価に組入れる。	施設型給付費及び地域型保育給付費の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況である。 【具体的な支障事例】 施設型給付費等に関しては加算項目も多く、単価もかなり複雑となっており、市町村や県だけで判断できない質疑を内閣府へ問合せを行う場合も多数発生しており、このような作業が毎月生じることから保育現場の職員には本来業務がある中、かなりの負担が生じている。 また、確認監査を行う際のチェック項目が多岐にわたり、多大な時間を要し、万一、誤りが発覚した場合には返還業務が生じ、更なる時間を要する。 なお、国の通知で、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、請求を簡素化できるとあるが、職権で支弁した場合、実態に依拠していない加算が行われる可能性があり、その期間が長ければ返還に対応できないケースが生じることが考えられる。 【制度改正の概要】 施設型給付費等の算定について、全国的にも実施率が高いと思われる項目(所長設置加算等)を、基本単価に加える等することにより、加算項目を整理し、簡便な算出方法とする。 【制度改正による懸念点・解消策】 きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu.kekka.yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>5【内閣府(11)(iv)】【厚生労働省(33)(v)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2> 5【内閣府(9)(i)】【厚生労働省(34)(i)】 (i)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、複数の施設等との共同により年間を通じて開所する施設等も対象とする。 [措置済み(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和2年内閣府告示第27号)、令和2年5月12日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)]</p>	<p>令和2年4月より、複数の施設等との共同により年間を通じて休日保育を実施する場合(輪番制で実施する場合を含む)も休日保育加算の対象とした。</p>	<p>【内閣府】【厚生労働省】特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和2年5月12日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu.tsuchi.html#r1_223</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	225	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について(平成31年3月12日付け事務連絡)、私立高等学校等の実態調査について(平成30年5月31日付文科高第191号)	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。	【現状】 毎年、厚生労働省と文部科学省から認定こども園の耐震化に係る調査依頼があるが、調査依頼時期、調査時点、調査内容(様式)がそれぞれ異なるため、県内市町村及び施設の負担になっている。 【具体的な支障事例】 調査のとりまとめを行う県は、市町村及び施設の負担軽減のため、様式を一体化して照会しているものの、調査時点については、施設種別が4月1日付で変わる(保育所から幼保連携型認定こども園に変わる場合など)こともあり、厚生労働省と文部科学省の調査時点(それぞれ3月31日と4月1日時点)が異なることで、回答する施設側の作業が煩雑になる例もある。 また、趣旨は同一と思われる調査であるが、調査内容が微妙に異なるため、それぞれの調査別に回答しなくてはならず、事務が煩雑となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	226	11_その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等の整備、防音壁整備及び防犯対策の強化に係る整備計画協議要綱、認定こども園施設整備交付金に係る整備計画協議要綱	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	・認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省から支給される仕組みとなっており、交付申請等の際も同じような申請を文科省、厚生労働省にそれぞれに提出する必要がある。 そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口に出す必要があるなど、過度な事務負担を強いられている。 ・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚生労働省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。 ・両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でない工事への着工が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚生労働省:6月8日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	227	10_運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	A 権限移譲	軌道法、軌道法施行令、軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令、軌道法施行規則	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 軌道法及びその下位法令において、運輸開始の認可、道路の維持及び修繕の指示、一部の工事方法変更認可等については、都道府県知事が行うこととされ、これらの認可等が行われたときは、道路法に基づく許可が行われたものとみなされている。また、工事施行認可や工事着工・竣工の期限伸長の決定など一部の国の事務に係る申請については、都道府県知事を経由して行うこととされている。 【支障】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内で完結する軌道についても、都道府県知事において許認可等の事務を行うこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	228	10_運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	A 権限移譲	鉄道事業法、鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令、鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づき、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 鉄道線路を道路に敷設する許可については、その敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して申請書を提出し、都道府県知事は経由時に関係する道路管理者への意見聴取等を行うこととされている。 【支障】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内において道路に縦断的に敷設する鉄道線路については、都道府県知事が経由事務を行うこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【文部科学省(12)】【厚生労働省(41)】 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	令和2年度に実施する調査の依頼時期については、新型コロナウイルスの影響等により統一ができなかった。 令和3年度に実施する調査においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の最終年度である令和2年度の事業成果が反映される年であり、3か年を通じての成果を検証するにあたっては、調査時点の変更によって正確な事業成果の把握が困難になることから、調査時点については統一に至らなかったが、私立の幼保連携型認定こども園に関して、文部科学省と厚生労働省で調整の上、連名で調査を依頼し、依頼時期の統一化を行った。 なお、私立の幼保連携型認定こども園の調査依頼時期を統一したことを踏まえて、文部科学省と厚生労働省の調査内容(様式)の統一に向けた検討を行う。	【文部科学省・厚生労働省】私立幼保連携型認定こども園の耐震化に関するフォローアップ調査について(令和3年6月29日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_225	文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働省事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_226	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
4【国土交通省】 (1)軌道法(大10法76) 軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。	—	・都道府県知事が行う運輸開始の認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する内容の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を第201回国会に提出、令和2年6月3日に成立。 ・令和2年12月に改正予定事項について事務連絡を関係都道府県及び政令市向けに発出した。 ・軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令案のパブリックコメントを令和3年8月27日より令和3年9月25日まで実施した。 ・軌道法施行規則等の一部を改正する省令案のパブリックコメントを令和3年9月11日より開始した。 ・令和3年12月に軌道法の概要及び政省令改正作業の状況等について政令市向けに説明会を実施した。 ・令和4年3月25日に関係政令を、同月30日に関係省令・告示を公布し、政令市に周知した。	【国土交通省】軌道法等の一部改正に伴う権限移譲対象事務について(令和2年12月22日付け事務連絡) 【国土交通省】(新旧対照表)軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令(令和4年政令第84号) 【国土交通省】軌道法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第18号) 【国土交通省】軌道事故等報告規則の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第395号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_227	国土交通省鉄道局総務課・施設課、 道路局路政課
4【国土交通省】 (2)鉄道事業法(昭61法92) 鉄道線の道路への敷設の許可(61条1項ただし書)に係る都道府県知事の仕事・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。	—	・鉄道線の道路への敷設の許可に係る都道府県知事の仕事・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものに関する指定都市への委譲について、令和元年9月に、事務・権限の移譲に関する説明会を開催するとともに、政令市との意見交換を実施。また、令和2年12月に改正予定事項について事務連絡を関係都道府県及び政令市向けに発出した。 ・軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令案のパブリックコメントを令和3年8月27日より令和3年9月25日まで実施した。 ・軌道法施行規則等の一部を改正する省令案のパブリックコメントを令和3年9月11日より開始した。 ・令和3年12月に政省令改正作業の状況等について政令市向けに説明会を実施した。 ・令和4年3月25日に関係政令を、同月30日に関係省令を公布し、都道府県・政令市に周知した。	【国土交通省】軌道法等の一部改正に伴う権限移譲対象事務について(令和2年12月22日付け事務連絡) 【国土交通省】(新旧対照表)軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令(令和4年政令第84号) 【国土交通省】軌道法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第18号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_228	国土交通省鉄道局総務課・施設課、 道路局路政課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	229	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条、27条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	【現状】 法第26条では、「矯正施設の長は、精神障害者又はその疑のある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、(略) 都道府県知事に通報しなければならない。」とされ、法第27条において、「都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察させなければならない。」とされている。 【支障事例】 現在、通報対象者が明確でないため、矯正施設から単なる不眠により睡眠薬を服用している者についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合等があり、県及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	230	11_その他	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項・第2項・第5項、第80条 地方独立行政法人法施行令第2条 総務省告示(平成25年総務省告示第395号)	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	【現状】 公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、従たる事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。 【支障事例】 以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受ける必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。 不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。 上記のとおり、議会の議決が2度必要なため、事務負担が過大となっている。また、当該事案に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと思料される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	231	05_教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	宗教法人法を改正し暴力団排除規定を追加	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案】 法人の欠格事由として (1)役員に暴力団員等が含まれていること (2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。 ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同様の内容	【現状】 法定受託事務として各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。宗教法人法には、暴力団員等についての欠格要件が規定されていないため排除することができない。 【支障事例】 (1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している。 (2)現在においても、暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられている。 (3)既存の宗教法人に暴力団員等の関与が疑われる場合にも警察への照会を行うこともできず、暴力団員等であるかを確認することができない。 (4)暴力団員等と関わりのある団体の認証を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない。 このような法人に、適切な法人運営を期待することは困難である。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人があるが、これらは既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	—
R1	232	11_その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表) 「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報の改善	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報を、検索対象者と同一世帯番号の情報のみが取得されるよう改善すること。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第19条第7号に基づく情報照会に際して行う、番号利用法別表第2の1の項第4欄に規定する住民票関係情報の照会による世帯構成の確認については、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表)や「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)で示された方法(以下「ガイドラインに基づく確認方法」という。)により、次のとおり実施しているところである。 「ガイドラインに基づく確認方法」により行う「住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住民基本台帳NWS」という。))の「同一住所検索」により取得する情報は、申請書に記載された者と異なる世帯番号の者の情報が含まれていることがあるため、情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」という。)で情報照会を行い世帯番号の確認を行う必要がある。 【具体的な支障事例】 ・情報提供NWSによる一括での情報照会は、照会結果の取得に1日の時間を要している。 ・住民票関係情報の取得に、住基NWSと情報提供NWSの2つのシステムを使用しており、効率的でない。 ・申請者が多数入居可能な施設に居住している場合等、同一住所検索の結果、表示可能件数を越えた場合は、表示すらされない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【法務省(1)】【厚生労働省(14)】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。	—	通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を通知した。	【法務省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく都道府県知事への通報の対象者について(令和2年2月28日付け法務省矯正局事務連絡) 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく都道府県知事への通報の対象者について(令和2年2月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_229	法務省矯正局成人矯正課・少年矯正課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
5【総務省(13)(iii)】【文部科学省(9)】 地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]	—	不要財産納付時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決については、同時に議案の提出が可能である旨を通知した。	【総務省】地方独立行政法人の不要財産納付時における定款変更の手続について(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_230	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 文部科学省高等教育局大学振興課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	233	08_消防・防災・安全	都道府県	長野県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条第2項 内閣府告示第228号第2条第1号へ	災害救助法に係る一般基準の見直し	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準における避難所開設期間の見直し	災害救助法では、救助費用の限度額や救助期間等の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。しかし、一般基準の範囲内で救助が実施できることは少なく、特別基準を定めることが多い。例えば、避難所の設置に係る救助期間は、災害発生の日から7日以内とされているが、当県ではこれまで、避難所が7日で閉鎖されることはほとんどなかった。このように、一般基準が現状に合っていないことにより、本来の救助事務以外に事務量が増大し、県及び市町村担当者の負担となっている。また、当該基準は従うべき基準であることから、自治体の規模・体制に応じた柔軟な設定が不可能である。なお、特別基準の協議の流れはおおむね次のとおり、①避難者数や救助の状況等から市町村へ期間延長の要否、必要な期間及び根拠等を照会②内閣府防災へ電話にて協議。確認事項等あれば再度市町村へ問い合わせ③協議結果を応援先都道府県、市町村へ伝達。以上の理由から、昨今の救助実態をもとにした避難所開設期間の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka_vosan.html
R1	234	11_その他	都道府県	長野県	総務省、外務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)第11条第1項第6号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号に規定する総務大臣の定める要件を定める件(平成7年12月8日自治省告示第209号) (参考) 政府調達に関する協定を改正する議定書第13条1(h)	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号に基づく随意契約によって調達できる業務の拡大	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号における「建築物の設計」の文言を建築物に限定しない「設計業務」に改め、随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大する。 加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号を、プロポーザル方式の審査手続が可能となるよう改める。 なお、政府調達に関する協定原文及び和訳文における同号に対応する部分の文言は「design contest」=「設計コンテスト」となっており、建築物に限定した文言は見当たらない。	当県では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下、特例政令という。)の適用を受けるシステム構築に係る業務委託を、一般競争入札の一類型である総合評価落札方式にて調達しましたが、発注に当たり、時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を作ろうにも高度に専門的な知識を要するため、システムに精通していない一般の職員では作成が難しく、システム構築による充実した行政サービスの提供が満足になし得ませんでした。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html
R1	235	03_医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・補助金適正化法26条2項、施行令17条 ・医師法16条の2、省令(平成14年12月11日厚生労働省令158号) ・医師臨床研修費補助事業実施要綱 ・医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱6(1)(3)、8(1)	医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止	医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介すことなく国と指定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。	臨床研修費等補助金(医師)の申請及び実績報告にあたっては、「医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」6(1)及び(3)並びに11(1)及び(3)に基づき、補助事業者は関係書類を都道府県知事に提出することとされている。県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚労省(医師は厚生局)へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、本県において詳細はチェックできず、また、特段把握すべき内容でもないため、県の経由を廃止しても問題は生じない。 なお、要綱に明記はないが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び同法施行令第17条に基づき、第一号法定受託事務として都道府県が本事務を行っているとするれば、同意を外すことが可能かどうか明確にいただきたい。 合わせて、会計法第48条及び予算決算及び会計令第140条に基づき、同意の上で国費支払い事務を県が行っていると思われるが、こちらも同意を外すことが可能かどうか明確にいただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html
R1	236	03_医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・補助金適正化法26条2項、施行令17条 ・歯科医師法第16条の2 ・歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成17年6月28日厚生労働省令103号) ・医師臨床研修費補助事業実施要綱 ・医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱6(1)(3)、8(1)	歯科医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止	歯科医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介すことなく国と指定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。	臨床研修費等補助金(歯科医師)の申請及び実績報告にあたっては、「医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」6(1)及び(3)並びに11(1)及び(3)に基づき、補助事業者は関係書類を都道府県知事に提出することとされている。県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚労省へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、本県において詳細はチェックできず、また、特段把握すべき内容でもないため、県の経由を廃止しても問題は生じない。 なお、要綱に明記はないが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び同法施行令第17条に基づき、第一号法定受託事務として都道府県が本事務を行っているとするれば、同意を外すことが可能かどうか明確にいただきたい。 合わせて、会計法第48条及び予算決算及び会計令第140条に基づき、同意の上で国費支払い事務を県が行っていると思われるが、こちらも同意を外すことが可能かどうか明確にいただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html
R1	237	03_医療・福祉	指定都市	大阪市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法 公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12(平成30年9月27日時点版))	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に必要な保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定のためには、各保育施設等の保育士等の経験年数・勤続年数を確認する必要があり、各保育施設等が新たに雇用した保育士等については、当該保育士等が勤務した施設が発行する勤務証明書を自治体が確認し、加算の認定を行っている。しかし、算定の対象となる施設等でのキャリアの全期間を確認するためには、当該期間の全ての勤務証明書が必要であるが、待機児童解消をめざして新規施設を増設している中で保育士等の他法人への転職も多く、自治体の確認作業が膨大なものとなっている。また、保育士等にとっては、転職する度にこれまで勤務した職場の勤務証明書を提出する必要があるが、前職場がなくなっている等の場合はその期間の勤務の確認が困難となる場合があり、また、施設としても、退職した職員分の証明の再発行作業を長期間強いられることとなる。現在、全国展開している保育等事業者も多く、全国一律で対応する必要があると考えており、保育士等の処遇改善は全国的な課題である中、国も「処遇改善等加算」の拡充で処遇の改善を図っていることから、例えば、国のもと全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、保育士証やキャリアアップ研修の受講記録等を集約し、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、年金加入記録等だけで保育士等の加算認定ができるよう制度を改正する等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (38)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集の作成・充実など必要な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (41)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成し、都道府県に通知する。 [措置済み(臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課)、臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課))]	都道府県が行っている補助事業者からの照会対応について、負担軽減を図るため質疑応答集を作成し、令和2年11月に都道府県担当課に周知した。	【厚生労働省】臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu.tsuchi.html#r1_235	厚生労働省医政局医事課
5【厚生労働省】 (38)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集の作成・充実など必要な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (41)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成し、都道府県に通知する。 [措置済み(臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課)、臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課))]	都道府県が行っている補助事業者からの照会対応について、負担軽減を図るため質疑応答集を作成し、令和2年8月に都道府県担当者に周知した。	【厚生労働省】臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課)	—	厚生労働省医政局歯科保健課
5【内閣府(11)(i)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(33)(ii)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算I(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	員の職歴を確認する際、職歴証明書だけでなく年金加入記録等から推認する取扱も可能であることについて通知に明記した。 (令和2年7月30日付け通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算I及び遇改善等加算IIについて」) また、年金加入記録等によるより具体的な確認方法として、労働条件通知書等とあわせて確認することが考えられる旨を公定価格に関するFAQに明記した。 (令和3年9月14日付けFAQ「公定価格に関するFAQ(よくある質問)(ver.20)」)	【内閣府】公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.20)(令和3年9月14日付けFAQ)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu.tsuchi.html#r1_237	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	238	03.医療・福祉	指定都市	大阪市、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	「保育対策総合支援事業費補助金」の保育人材確保のための貸付制度に於ける地方独自事業のメニュー追加等、制度の拡充・条件緩和	「保育対策総合支援事業費補助金」の「保育士修学資金貸付等事業」について、例えば、日本学生支援機構奨学金(貸付型の奨学金)の返済等、保育士の確保に資する自治体等の独自の貸付事業が実施できるようなメニューの追加や、補助事業にも流用できるようにする等、「保育士修学資金貸付等事業」をより効果的に活用し、保育人材の確保ができるよう、制度の拡充・条件緩和を求める。	「保育士修学資金貸付等事業」については、平成27年度・平成28年度の国の補正予算により制度が拡充され、現在、就職準備金貸付等の5つのメニューがあり、本市でも大阪府が実施している事業を除く4つのメニューを実施している。この貸付事業は、保育人材確保のために、保育士等または施設が貸付を受け、貸付の対象となった職員が2年間当該自治体に所在する施設で勤務すると返済が免除となる制度であるが、就職準備金貸付のための経費認定に領収書が必要であることや、途中で退職するリスクを敬遠する等で、当初の想定に比べて利用が低調となっている。この貸付原資については、事業開始時に「保育対策総合支援事業費補助金」の交付決定を経て、3か年分を受け入れているが、この貸付原資の範囲内で事業の継続が可能であり、また、「保育士修学資金貸付等事業」の交付決定額の範囲内で、当初申請額の各メニューの内訳に縛られることなく実情に応じて各メニューに配分して貸付を行うことが可能となっている。保育人材の確保は喫緊の課題であり、貸付制度を積極的に活用していく必要があるため、制度の拡充・条件緩和が必要である。	—
R1	239	03.医療・福祉	指定都市	大阪市、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年3月31日内閣府告示第49号)	「賃借料加算」の地域区分の適正化	「賃借料加算」については、現在の区分設定の根拠を明確にした上で、地域特性が反映されるよう、市町村毎の設定とする。	賃貸物件を活用し保育所等を整備した場合、公道価格に「賃借料加算」(a区分～d区分)がある。しかし、各区分は都道府県毎に定まっており、また区分設定の根拠も明確でない。例えば本市の地価の平均公示価格は、3大都市圏の平均の1.9倍であるが、加算区分はb区分となっている。都心部では、賃貸物件を活用した保育所等の整備が極めて有効であるが、賃借料加算が実態と合っていないことが、市内中心区における保育所等の整備が進まない要因の1つとなっている。また、建物賃料が「賃借料加算」を大きく超える状態で、仮に整備がなされたとしても、結果的にその施設は公道価格の大部分を占める保育士等の人件費を減額して運営することになるため、保育士等の処遇改善が進まない。なお、「保育対策総合支援事業費補助金」のメニューの一つに、「賃借料加算」の額と実際の建物賃料との差が3倍を超える場合にその差額の一部を補助する「都市部における保育所等への賃借料支援事業」があり、本市でも令和2年度から実施すべく制度設計中であるが、3倍を超える施設と超えない施設との間に不平等が発生する懸念があることに加え、あくまでも補助事業であり、長期にわたる差額の補てんが確保されるものではない。事業運営の継続性を担保し、保育所等の整備を促進するためにも、公道価格で措置されるべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka-yosan.html
R1	240	05.教育・文化	指定都市	大阪市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第5条1項、同義務例第5条、同義務規則第2条	公立学校施設整備費国庫負担事業における「前向き整備」の算定日の限度の緩和	公立学校施設の整備に係る公立学校施設整備費国庫負担事業において、現行制度上、「最大3年先の学級数を限度」とする補助条件(いわゆる「前向き整備」)について、児童数が急増している都心部の実態にあわせて、6年先程度の緩和を求めるもの	学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図る趣旨から公立学校施設の整備費用については、国が一部を負担しており、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等によって交付条件等が定められている。本市においては、市内中心部(都心部)において、大規模集合住宅(タワーマンション等)の開発が続いている。こうした住宅開発に伴って、当該地域では児童生徒が急増しており、小中学校において教室等が不足する事態が発生し、校舎増築等の児童急増対策が重要な課題となっている。こうした児童急増対策に際しては、限られた学校用地のなかで、児童生徒の教育環境を考慮のうえで対策を講じる必要がある。校舎増築についても、可能な限り運動場面積を確保するとともに、児童生徒数の増加が見込まれている場合は、将来を見据えた教室規模で校舎を整備する必要がある。しかし、現行制度では、「最大3年先の学級数(所謂前向き整備)」でしか補助算定されないため、児童生徒の増加が継続している市内中心部では、3年毎に校舎増築が繰り返され、ただでさえ学校用地が狭い都心部において、ますます運動場が狭隘となることや、工事が連続して続くことなど、児童生徒の教育環境への悪影響が懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka-yosan.html
R1	241	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	関西広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定、推進している。国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」が10年毎の改訂である一方、「広域計画」は3年毎に改訂を行うなど時代の変化により的確に対応できる。「関西広域地方計画」の策定権限を関西広域連合に移譲することにより、同計画をさらに実効性のあるものとする事ができる。広域連合では毎月、構成団体の長が一堂に会して協議を行っており、計画策定に係る的確・実質的な協議・意思決定とともに、実効性を担保できるものとなる。また、関西広域連合は関西圏の都道府県・政令指定都市で構成されるとともに、経済団体や市町村の代表などで構成される協議会や両者との定期的な意見交換の場を有しており、これに国の地方支分部局を加えれば、「広域地方計画」策定手続きに必要な構成員とほぼ同じ構成となる。さらに、広域連合協議会では、関係府県市の議員が兼職しており、議会を通じた住民の意見反映も可能となる。以上から、広域連合は関西における計画を推し進める主体としてより適切である。	—
R1	242	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求め、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。	現在の「近畿圏整備計画」については、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏整備計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能のほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。	—
R1	243	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定については、現在、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくなく、政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立ってそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	244	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨がる重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、進達から予定通知までに1年6箇月を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多数見受けられる。 加えて、現地を知らない林野庁本庁で審査をされるため、詳細な資料の作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。 この点について、農林水産振興を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。 当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。 なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じる国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来す事態については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。	—
R1	245	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。 この点について、広域環境保全などの政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	246	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブが発揮しにくい。 また、過去にも軽微な計画変更に約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理が可能であるほか、公園計画の決定者と公園の管理者を統一することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することには変わりなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	247	07_産業振興	その他	関西広域連合	農林水産省、経済産業省、国土交通省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	248	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	249	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	250	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	251	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	252	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、差止命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	253	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第58条の22・23の第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	254	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	255	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条 等	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	256	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項 等	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	257	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条 等	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	258	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第25条の2第1項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～4・6・7項 等	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	259	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の18第3項、第77条の20、第77条の21第1～3項、第77条の22第1・2・4項、第77条の23第1項 等	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	260	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項 等	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のように府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	261	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1・5項、第56条第1項	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のように府県域を跨ぐために地方環境事務所の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	262	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師法第3条第2項	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考え。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事務試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	—
R1	263	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	製菓衛生師法第5条第2項	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	製菓衛生師試験の受験資格としては、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考え。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事務試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	—
R1	264	11_その他	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第50条の4	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところであり、港湾については、広域インフラ検討会の中に港湾部会を設置し、大阪湾港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画においても「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく。」としているところである。将来的に更なる人口減少が見込まれる地方においては、持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。関西には広域行政を担う関西広域連合がすでにあることから、当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域補完の最適化につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。なお、協議会の事務局機能を関西広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり、行政の効率化を図ることもできると考える。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	265	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項第291条の2	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲拡大及び国との共同事務処理の枠組創設	地方分権の観点から、国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことから、その範囲の見直しとともに、広域連合が要請を行ったときは協議に応じるべきことを求める。 また、関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 現行規定では、移譲を求めることのできる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市から持ち寄ることが必要である。 しかしながら、要請権行使の具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、法律に規定があるものの、形骸化している。 また、広域連合と国が共同して実施することが適当事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	—
R1	266	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に裁量の余地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。 したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うことを求める。 なお、これまでの事例などから範囲を限定して内閣総理大臣の協議、同意を廃止することで、法律の趣旨を逸脱しない範囲で迅速かつ的確な被災者支援が可能と考える。	—
R1	267	05_教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条、第95条、私立学校法第4条、第8条、大学設置基準	大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する大学に関する認可等の権限移譲を求める。	関西はひとつの経済圏及び生活圈であるとともに、環境・エネルギーやライフサイエンス分野において世界トップクラスの研究機関や企業の集積を活かしたオープンイノベーションの取組も進んでおり、研究開発や高等教育のグランドデザインを描くには最適な規模と環境を有している。 関西広域連合及び広域連合の構成府県市においては、経済団体や業界団体と連携しており、産業界が求める人材ニーズや研究成果の実用化ニーズなどを把握することが可能である。 広域連合の構成府県市では高校までの学校教育及び中堅人材を輩出する専門学校を所管しており、生徒の進学動向や学びのニーズを把握することが可能である。 関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。	—
R1	268	05_教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条、第95条、私立学校法第4条、第8条、専門職大学設置基準	専門職大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する専門職大学に関する認可等の権限移譲を求める。	今後の地方創生推進に向け、それぞれの地域特性に応じた人材育成のニーズが高まる中、そのための専門人材育成機関の認可等の事務は地域の将来像を描く自治体が担うことが望ましい。 関西広域連合は関西の自治体で構成されており、既存の専門学校設置者が専門職大学の設置を目指すことも想定される中、現在専門学校を所轄している府県で構成する関西広域連合が審査者として適格である。 関西広域連合は関西の経済団体などとのつながりも深いことから、設置(予定)者の人材育成方針の妥当性や将来性を的確に評価できるとともに、適切な実習フィールドや卒業後の進路等についての助言も可能である。 関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。 所管の窓口が関西にあることで、学校の設置(予定)者からの事務相談や事前相談に円滑に対応することも可能となり、より実現性の高い申請につながる。	—
R1	269	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第51条、第54条の2(別表第2) ・介護保険法	生活保護法における介護機関の指定に関するみなし規定の範囲の拡大	生活保護法第54条の2別表第2下欄に、「介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加すること。	【制度改正の経緯】 生活保護法改正により、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた場合は、介護サービス事業所があらかじめ特段の申し出をしない限り、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされる。(生活保護法第54条の2第2項) 生活保護法第54条の2第3項の規定において、別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る指定は、当該介護機関が同表下欄に掲げる場合に該当するときはその効力を失うことになる。(該当項目には、介護保険法各条項における「事業の廃止があったとき」、「指定の取消しがあったとき」、「指定の効力が失われたとき」が規定されている。) 【支障事例】 別表第2には、より軽微な処分である「指定の効力が停止された場合」が含まれていないため、効力が停止された場合には、行政手続法に基づく処分手続を行う必要がある。 本市において、平成30年度に上記の事案が1件発生したが、処分にあたり、当該事業所に対し弁明書の提出期限を2週間と定め弁明の機会を付与するなど、事案発生から処分通知を发出するまでは、内部の事務手続き等を含め1カ月要した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (i)生活保護法による指定介護機関については、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力も停止する。	-	生活保護法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(生活保護法改正の施行日は令和2年10月1日)。	【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について(令和2年6月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu-tsuchi.html#r1_269	厚生労働省社会・援護局保護課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	270	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間等の延長	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備して利用者が、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。 ・精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。 ・更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。 ・近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。 	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	271	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・老人福祉法第14条及び第15条等 ・老人福祉法施行規則第1条の9、第1条の14及び第2条等	老人福祉法施行規則に基づく届出書類等の簡素化	介護サービス事業者からの申請及び届出について、老人福祉法の届出書類等を簡素化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者からの申請・届出書類について、事業者は介護保険法及び老人福祉法双方に規定される事業者であるため、それぞれの法律に基づく書類を作成する必要があり、過大な負担となっている。また、受理・受領する側の行政についても同様である。 ・「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む。」とされた。 ・これを受け、平成30年6月29日に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成30年10月1日に施行されている。この省令は、文書量を削減する観点からの対応であり、介護保険法施行規則を含め4本の省令の改正が行われているが、老人福祉法施行規則の改正は行われていない。 ・老人福祉法施行規則においても文書量削減のための改正が行われない限り、事業者及び行政双方の負担軽減に資することはできないと考える。 	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	272	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	生活保護法(以下「法」という。)による医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)の指定更新があったときは、その保険医療機関等は指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置	<p>医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。</p> <p>一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないときは、指定をしてはならないと規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もあり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。</p> <p>しかしながら、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。</p> <p>【参考(千葉市)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の指定等件数:243件(内訳)指定:48件、更新:195件 ・令和元年5月末日時点の市内保険医療機関の指定率:90.1%(内訳)市内保険医療機関数1,718 うち指定医療機関数1,549 	—
R1	273	09_土木・建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第52条 建築基準法施行令第2条	建築基準法上の容積率不算入部分として交通広場等を取り扱うこと。	<p>建築基準法の容積率制限は道路、公園等の公共施設の供給・処理能力とのバランスを保ち市街地環境の悪化を防止する目的として行われているものとされている。</p> <p>一方で交通広場は実質的に建築利用の規模等への影響がほとんどなく、公共交通の利便性向上によって周辺の交通環境改善等につながるとともに、都市施設等に位置付けることで担保性、公共性が保たれるため、容積率算定から除外しても支障がないと考えられることから、交通広場等について地方自治体が都市計画の都市施設などに位置付けた場合に容積率不算入とする仕組みを求める。</p>	<p>本市の拠点駅周辺は既に土地利用が行われており、種地不足やコスト面等から、平面的に交通広場の面積を確保することが困難なため、交通結節機能の強化が図られていない。</p> <p>こうした状況の中、「駅前広場の上空利用」(平成23年3月)において、積極的に駅前広場の上空を活用した結節点整備の推進が挙げられており、本市においても立体都市計画制度を活用し、民間活力による交通広場の整備を検討しているが、敷地が大きく上空利用しない場合は交通広場も敷地面積に含まれ、床面積も生じないものの、限られた空間で建物と交通広場を複合整備する場合は、交通広場により容積率が圧迫される。</p> <p>検討事業において地権者と協議を行う際、交通広場の空間の抛出について一定の理解を得るものの、交通広場が容積率対象となることで地権者の土地利用に制約を与え、協議に支障をきたしている。容積率緩和も手法の一つと考えられるが、検討地区においては周辺の交通基盤に与える影響が多大であることや、容積率緩和に対する住民の懸念が窺えること等から、困難な状況にある。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	274	09_土木・建築	市区長会	指定都市市長会	総務省、法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法	所有者不明空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与	所有者不明空き家に関し、地方公共団体(市町村)への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。	<p>所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないこととされている。</p> <p>京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。</p> <p>一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選定の申立てができないと、同空き家の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対処が不十分なものとなる。</p> <p>空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。</p> <p>平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (31) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv) 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (48) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii) 自立支援医療に係る支給認定等(54条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54条に規定する給付であって、マイナンバー制度における情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)に係る照会方法等を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)]	マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知) (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び省略可能な書類の一覧等について (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_270	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
5【厚生労働省】 (22) 老人福祉法(昭38法133) 老人福祉法に基づく施設の設置の届出等に係る文書については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図る観点から、令和元年度中に省令を改正し、簡素化する。	—	届出等に係る文書の提出を一部不要とすること等を内容とする省令改正を行い、地方公共団体に通知を発出した。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_271	厚生労働省老健局総務課
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (6) 建築基準法(昭25法201) (i) 建築物の容積率(52条1項)の算定については、交通広場等を専ら道路交通の用に供する部分又は屋内的用途に供しない部分として判断できる場合、当該部分を床面積に算入しないことを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和元年度中に通知する。	—	建築物の容積率の算定にあたり、床面積の算入については、建築物に適用される制度等に関わらず、当該部分が屋内的用途に供するか否かや、専ら道路交通の用に供するか否かにより判断するものであり、計画内容に応じて特定行政庁が判断するものである旨通知した。	【国土交通省】建築物の床面積に算入されない部分に関する情報提供について(各指定確認検査機関(大臣指定)の長宛て)(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡) 【国土交通省】建築物の床面積に算入されない部分に関する情報提供について(各都道府県 建築行政主務課長宛て)(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_273	国土交通省住宅局市街地建築課
5【総務省(18)(i)】【法務省(4)】【国土交通省(19)(i)】 (18) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (i) 空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行った不在者財産管理人(民法(明29法89)25条1項)又は相続財産管理人(同法952条1項)の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年中に周知する。	—	空家対策における財産管理制度活用の事例集(市町村が債権を有しておらずかつ特定空家等と認める手続を行っていない場合であっても財産管理人選任の申立てが認められた事例)を国土交通省のHPに公表の上、市町村に周知した。	【国土交通省】空家対策における財産管理制度活用の事例集(令和2年12月18日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_274	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 法務省民事局参事官室 国土交通省住宅局住宅総合整備課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	275	11_その他	市区長会	指定都市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	【各種選挙の投票用紙】 ・公職選挙法第71条 ・公職選挙法施行令第45条、第77条 ・昭和51年6月「敦賀市長選挙無効等確認請求事件」に係る名古屋高裁の判決 【国民審査の投票用紙】 ・最高裁判所裁判官国民審査法第24条 ・最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条	各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間としていただきたい。	使用済みの投票用紙の保存期間については、各種選挙は当該選挙の任期中、国民審査は10年間と規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間については、法令に明文の規定はない。昭和51年の名古屋高裁で「未使用の投票用紙についても、投票関係書類に含む。」との判決が出され、確定していることから、未使用の投票用紙と使用済みの投票用紙を同様に扱うこととされているが、本判決は投票の効力が確定する前に投票用紙(使用済み、未使用とも)を廃棄した事案に係るものである。未使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び罷免の効力の訴訟等の手続きができる期限以降であれば、廃棄したとしてもそれらの効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。市によっては、使用済み投票用紙の2倍以上が未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	276	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法31条、43条	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	子ども・子育て支援法においては、児童が居住地市町村外の地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認(法第43条)を行う必要がある。しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者間で調整し決定しており、利用の決定後、利用開始前までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を迫る形となり、形骸化している。本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	277	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道第52号) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成15年11月6日 障発第1106002号)	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者の有料道路割引制度について、申請の受け付けを郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。	障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	—
R1	278	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法24条の2、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準、重度障害児支援加算費実施要綱	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について	重度障害児支援加算費の適用要件について、障害児入所施設の小規模グループケア化に対応できるよう、加算対象の施設要件を緩和する。	障害児入所施設において、重度障害児を受け入れたことによる報酬の評価(加算)については、障害児の支援に係る要件だけでなく、厚生労働大臣が定める施設基準(①重度障害児専用棟を設ける。②専用棟の定員20名以上とする。③居室については1階に設ける 等)が設けられている。本市においては、障害児入所施設について小規模グループケア化を進めているところだが、上記の施設基準(専用棟の定員20名以上等)があるため、重度障害児を受け入れている小規模グループケアにおいて、重度障害児支援加算を受けることが出来ない場合が多く、運営面での負担となっている。(参考)重度障害児支援加算の要件を満たす岡山市の重度障害児の福祉型障害児施設入所者数(平成31年3月現在):25名 ⇒このうち、14名が重度障害児支援加算が受けられていない 国としても障害児入所施設について、小規模グループケア化を推進するよう示している一方で、重度障害児支援加算については定員を20人以上としていることは、制度として一貫していないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	279	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の民設共同調理場への拡大	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準に民設民営の学校給食センター等を加えるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。しかしながら、食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、給食調理施設が公設であるか民設であるかによって分かれており、著しく合理性を欠くものとなっている。こうした中、本市では、現在、民設の給食調理施設を含めて、児童生徒へ給食を提供できる体制をとっており、配置基準の対象とされていない民設民営の学校給食センターやデリバリーの受配校に対しては、単独財源により栄養教諭や嘱託の栄養士を配置し、食育の指導等を行っているが、栄養教諭が学校給食を活用して食に関する実践的な指導を行うことを定めた学校給食法の規定や食育の推進、食物アレルギー対応における栄養教諭の必要性を踏まえれば、早急に改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校:児童生徒数 550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場:児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場:基準対象外	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【総務省】 (2)最高裁判所裁判官国民審査法(昭22法136)及び公職選挙法(昭25法100) 最高裁判所裁判官国民審査及び各種選挙における未使用の投票用紙の保存期間(最高裁判所裁判官国民審査法施行令7条、公職選挙法施行令45条)については、保存スペースの確保などの支障を踏まえ、法制的な面等から可能な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	総務省自治行政局選挙部選挙課
5【内閣府(11)(ii)】【厚生労働省(33)(iii)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。	—	地域型保育事業を行う者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在する市町村の「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。	—	—	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vii)障害児入所施設(42条)における重度障害児支援加算費に係る施設要件については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論を踏まえるとともに、地域の実情にも配慮した上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (iv)障害児入所施設(42条)における重度障害児支援加算費については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、小規模グループケア加算を算定している場合は、重度障害児専用棟を設置すること及び重度障害児入所棟の定員をおおむね20人以上とすることの2つの施設要件を満たさない場合であっても算定を可能とする。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年告示第87号))]	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、小規模グループケア加算を算定している場合は、①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人以上とする要件の2つを満たさずとも、重度障害児支援加算を算定できることとした。なお、居室を1階に設ける要件については、重度障害児の火災時等の安全性の確保の観点から、小規模グループケア加算を算定している場合であっても、重度障害児支援加算を算定する上で必要な要件とすることとした。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_278	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	280	05.教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従前の学校栄養職員の配置基準を踏襲することされた。学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校:児童生徒数 550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場:児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場:基準対象外	—
R1	281	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知) ・有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度について、割引を適用する車両の指定及び申請日以降2回目の誕生日ごとの更新手続を撤廃し、身体障害者手帳等の提示のみで適用する方法に改めるよう求める。 また、ETC割引手続での「ETC利用対象者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路事業者等が設置する窓口に送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口に送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	—
R1	282	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。 (申請窓口の一元化等事務手続の簡素化を求めるもの)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	283	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長会	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一なルールは明確にされていない。 本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。 所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておけるというわけではない。 本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。 一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一なルールを明確にしていきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	284	03.医療・福祉	中核市	東大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	保育士宿舍借り上げ支援事業に係る補助要件の緩和	保育士宿舍借り上げ支援事業に係る①雇用年数の要件の撤廃、②待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定の撤廃等について。	当該事業の補助期間は、その年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」となっているが、年度によって対象者が異なるような取扱いは、市及び事業者にとって使いづらい。事業利用を始めた年度の違いにより、同じ市内の施設でありながら、補助対象期間に差異が生じ、不公平な取扱いとなる。経過措置としての対応ではなく、短縮規定の撤廃を望む。また、補助期間は最長で10年となっているため、入職した保育士が10年目以降に他の施設へ転職してしまうなど中堅職員の離職が促されてしまう。 以上のことから、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka-yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_282	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5【総務省(18)(ii)】【国土交通省(19)(ii)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(平27国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に周知する。 また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。	—	『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(平27国土交通省住宅局)を改正し、代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いを市町村に周知した。	【総務省】【国土交通省】『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)の一部改正について(令和元年地方分権改革提案事項)(令和2年12月25日付け国土交通省住宅局長・総務省大臣官房地域力創造審議官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_283	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 国土交通省住宅局住宅総合整備課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	285	03_医療・福祉	中核市	東大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令、同法施行規則、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	「母子家庭高等職業訓練促進給付金」の運用の改善	ひとり親の就労促進のため、必要な資格取得を目的として養成機関において修業する場合に支給する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」について、地域の実態に即した給付金となるよう、運用の改善を行うこと。	母子家庭の母又は父子家庭の父が就労に必要な看護師等の資格を取得しようとする時は、修業と生活の両立を支援するために、母子(父子)家庭高等職業訓練促進給付金が支給される。准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する場合、受給期間が平成30年度からは通算3年間に延長されたが、当該ケースでは通算4年間の修業が必要であり、期間を網羅できていない。修業と生活の両立を支援するための給付金であるにも関わらず、看護師養成機関の修了までの1年間は無支給となってしまうため、准看護師養成機関修了後に看護師の資格取得意欲があるにもかかわらず、進学を躊躇してしまう例がある。准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関で修業する場合には、通算4年間の給付金を支給することとし、ひとり親が経済的に安定して修学できるようにする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.vosan.html
R1	286	03_医療・福祉	中核市	東大阪市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子ども支援法、企業主導型保育事業費補助金実施要綱	企業主導型保育事業に係る助成決定の迅速な情報共有	企業主導型保育事業の助成決定に係る(公財)児童育成協会ないし事業実施者から市町村への迅速な情報提供を求める。	企業主導型保育事業について、(公財)児童育成協会から市町村への助成決定の情報提供が遅れたために、既に開設している当該保育施設を利用希望者に紹介できなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	287	09_土木・建築	一般市	羽島市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法 固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について(平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号)	未登記の空き家に係る不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)等に相当する固定資産税情報の調査権限の付与	未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を与えて欲しい。	問題となっている空き家の多くは未登記であり、構造や面積、建築年数を把握する術がない。法及び平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者情報に限られており、課税情報からも空き家の属性を知ることはできない。現行法では特定空家等の措置のための立入調査により、これらを把握する仕組みとなっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能になるとはいえ、必ずしも所有者の同意が得られるとも限らず、昨今の相続放棄が進む状況下では、空き家の所有者が当該家屋に詳しいとも限らない。特定空家等に至らない予備軍への適正管理の助言・指導をしているが、空き家の属性が分からないままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具体的な提案が難しいため、助言・指導がスムーズに進まない状況となっている。こうしたことから、不動産登記法にて義務付けられている表題登記を、所有者が申請していない事実を鑑み、本市の空家等対策条例の制定過程で所有者情報以外の情報利用について条文を盛り込もうとしたが、空家等対策推進協議会の弁護士及び市顧問弁護士より、前述の通知に「空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。」と明記されていることを前提に、法に違反するため不採用となった経緯がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	288	06_環境・衛生	都道府県	石川県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然環境整備交付金交付要綱	自然環境整備交付金の申請手続きの改善について	自然環境整備交付金について、交付申請時の本工事費内訳、測量設計費内訳等の添付を不要とすること	【現行制度】 交付申請に係る事業費の添付資料として、本工事費内訳、測量設計費内訳等を提出しなければならない。 【支障事例】 環境省からの交付金額の内訳を受けてから申請作業に取り掛かるが、本工事費内訳の作成に時間を要するため、交付申請書の提出が5月中旬、交付決定日の連絡が5月下旬となり、6月に入札を行い、施工業者の決定が7月中旬となる。工事箇所が山岳地の場合、降雪期、積雪期を避けて工事を行わざるをえないことから工期が7～10月中旬に限られているが、手続きに時間を要するため、7月からの事業着手が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	289	11_その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第202条の5第2項	地域協議会構成員要件の規制緩和	地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任することになっているため、この住所要件の緩和を求めるもの。	本市では、地域自治区を設置しているが、地方自治法第202条の5第2項の規定により、「地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する」ことになっている。地域課題が多様化する中で、地域には、地域包括ケアシステムの構築やコミュニティ交通の確保など、高度な課題への対応も求められているが、その解決には、事業者を含めた多様な主体の連携が必要になるため、地域協議会の構成員の住所要件を緩和し、当該地域自治区への通勤者や通学者も対象とすることを求めるものである。 支障事例として、構成員に事業者の代表を選任していた地域協議会では、その後任に新たな代表を考えたが、当該地域自治区に住所を有せず、選任できない事態が生じているため、地域ニーズへの対応や継続した協議などにおいて、従来の機能を発揮できない面も出てくる。 各地域自治区には、「地域協議会委員推薦委員会」を設け、地域性を考慮し、地域協議会の構成員が推薦されているが、事業者の代表等を構成員に選任している地域自治区もあるため、今後、前例のような支障が生じることも考えられる。 また、行政の附属機関としての位置付けを踏まえ、宮崎市地域自治区の設置等に関する条例で、「(地域協議会の)会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる」とし、オブザーバーの参加はできるが、地域の実情を共有し、必要な情報を取得することが目的であるため、オブザーバーに議決権はなく、意見を求められた場合のみ発言ができる。	—
R1	290	06_環境・衛生	都道府県	山形県、山形市、鶴岡市、新庄市、村山市、天童市、東根市、河北町、西川町、最上町、大蔵村、高島町、川西町、三川町、庄内町	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金交付要綱第2-2 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領18-(1)、(2)	循環型社会形成推進交付金(廃止ごみ焼却施設解体)の補助対象の拡大	「循環型社会形成推進交付金」については、廃止施設の解体のみを行う場合、交付対象となっていない。ごみ焼却施設が、更新前と異なる用地での建設となった場合、高額な解体費用が支障となって未解体となり、住民不安の一因となる外、解体跡地の有効な利活用も困難となる。 ついては、ごみ焼却施設の解体跡地の災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした解体費を、交付対象に追加していただきたい。	【ごみ焼却施設の解体に係る支障】 ごみ焼却施設の解体は、ダイオキシン類対策等が必要であり、高額な費用が市町村等の大きな負担である。 本県では、平成30年度の新たなごみ施設の運用開始に伴い、未解体施設が1基増加した。また、設置後15年以上経過した施設が7施設あり、将来的な未解体施設増加の懸念がある。 未解体施設は、老朽化による崩壊危険等により、周辺住民の不安を増大させるほか、周辺以外にも不安を与えるため、早急に解消する必要がある。また、跡地利用も困難となる。 【規定条文】 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領18-(1)、(2)では、廃止施設の解体は、跡地に廃棄物処理施設を新設又は増設する場合のみ交付対象に含めることができる。 【制度改正の内容】 交付対象として、災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした廃止ごみ処理施設の解体を新たに加える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(11)(iii)】【厚生労働省(33)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 企業主導型保育事業(59条の2)については、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」における意見を踏まえ、保育施設への助成決定等に係る情報を企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ提供すよう、令和元年度中を目途に企業主導型保育事業費補助金実施要綱等を改正する。	—	企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ助成決定等の情報を提供することとした。	【内閣府】【厚生労働省】企業主導型保育事業等の実施について(令和2年3月16日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_286	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【総務省(18)(iii)】【国土交通省(19)(iii)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 特定空家等の発生を予防する観点から市町村が実施する空家等対策については、所有者の注意を喚起するための取組事例の調査及び所有者の同意がなくとも固定資産課税台帳情報のうち空家等に係る基本的な情報(建築年数、構造、面積等)の利活用を行う必要性等について判断を行うための調査を市町村に対し行った上で、必要な方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。	<令2> 5【総務省(14)】【国土交通省(14)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 特定空家等の発生を予防する観点から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が実施する空家等対策については、空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の利活用に関して所有者の同意を得るための取組事例を、市町村に周知する。	空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の利活用に関して所有者の同意を得るための取組事例について、市町村に周知した。	【国土交通省】空き家対策における事例集(令和3年3月国土交通省住宅局住宅総合整備課) 国土交通省HP: https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000042.html	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_287	国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【環境省】 (5)自然環境整備交付金 自然環境整備交付金の申請手続については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資すよう、申請時における経費の積算の簡素化が可能であることを、地方公共団体に周知する。 【措置済み(令和元年10月7日自然環境整備交付金等担当者説明会)】	—	自然環境整備交付金の申請手続について、申請時における経費の積算の簡素化が可能であることを、地方公共団体に周知した。	【環境省】自然環境整備交付金等担当者説明会資料(令和元年10月7日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_288	環境省自然環境局自然環境整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	291	06_環境・衛生	都道府県	山形県、山形市、新庄市、村山市、天童市、河北町、西川町、最上町、大蔵村、高島町、三川町、庄内町、遊佐町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	【具体的な支障事例】 山形県遊佐町では、鳥海山山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と水資源の保全を求める地域住民の対立が続いている。遊佐町では、平成25年に「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」を制定し、当該条例に基づき、町が鳥海山麓での岩石採取を規制対象事業に認定(事業実施を認めない)する処分(平成28年)を行ったことに対し、採石業者が処分取消しを求め裁判となっている。県は、上記業者の岩石採取計画の認可申請に対し、申請要件の不備(町の条例に基づき規制対象事業に該当しない旨の通知がないこと)を理由に、認可拒否処分(平成28年)を行ったが、業者は処分取消しを求め公害等調整委員会に裁定を申請し、同委員会から県に対し、採石法の認可基準に基づく実体的な審査をするよう指示が出された(平成30年)。このように、条例を制定しても、岩石採取計画の認可申請に対し、自治体は採石法の認可基準によるのみ判断せざるを得ないが、現行の認可基準には水資源をはじめとする環境に配慮する規定はない。以上を踏まえ、自治体が地域環境の保全を理由とした判断を可能とするためには、根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	—
R1	292	11_その他	都道府県	山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、大蔵村、高島町、三川町、庄内町、遊佐町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	水産関係地方公共団体交付金等交付要綱 水産関係地方公共団体交付金等実施要領 水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について	「水産業強化支援事業」における施設整備支援の対象となる「改築」の範囲の見直し	老朽化したサケふ化施設の機能を維持するための改築のうち、耐用年数を経過しているも、機能向上を併せた長寿命化が可能な施設の改築については、「水産業強化支援事業」の交付の対象となるよう、同事業の施設整備支援の対象となる「改築」の範囲を見直すこと。	本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上経過しており躯体等の大部分は継続使用に耐える状況にあるが、屋根や外壁等躯体以外の修繕必要箇所が増加している。本県を含む日本海沿岸の各県では、歴史的に内水面の漁協あるいは集落単位でふ化施設を整備し、サケふ化事業者として運営してきた経過があり、今後の安定的、継続的運営のために耐用年数を過ぎた設備の「改築」への支援が必要である。しかし、現制度は比較的規模の大きな経営体に合わせた制度設計となっており、小規模で経営基盤が脆弱なふ化事業者が多い本県では、当該制度の活用が困難な場合が多く、事業者は耐用年数を過ぎた施設設備を大事に使用してきた経過がある。「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。その結果、継続使用が可能な施設であるにも関わらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改築」に比べ多額の費用を要するケースが生じることも考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	293	03_医療・福祉	都道府県	富山県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法施行令第38条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」	保育所等の実地監査の効率的な実施方法の周知等について	保育所及び幼保連携型認定こども園の実地監査について、監査内容の弾力的な運用を検討するにあたり、好事例や留意事項を示すなど、効率的な実施方法を周知していただきたい。	保育所に対する実地監査については、全ての施設に対して年1回以上実施することとされている。さらに認定こども園など複数の施設の実地監査もあることから、監査を実施する自治体の負担になっているとともに、監査を受ける施設側にも大きな負担となっている。指導監査の方法については、厚生労働省通知により、「前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと」とされているが、監査内容の簡素化等を検討するにあたり、施設の安全や職員の負担等に配慮しつつ、どのような対応が考えられるのか検討に苦慮しているところ。保育の質の確保や子どもの安全を確保するために、実地監査は必要であると理解しているが、保育料の無償化に伴い、年1回以上の立入調査を行うことを原則としている認可外保育施設の増加など、監査対象施設が増えることが予想されるなかで、1施設に充てることができる時間も限られ、安全対策を含めた保育内容、施設・設備の状況、職員の処遇状況、経理状況など適切な監査の実施が難しくなっている。【監査対象施設数(中核市実施分除く)】 ・保育所:199、幼保連携型認定こども園:44(1施設当たりの所要時間は2〜3時間。施設規模、指摘状況によって長時間に及ぶケースもあり) ・認可外保育施設:38(1施設当たりの所要時間は1〜2時間)計 281施設	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	294	03_医療・福祉	町	金武町	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、病児保育事業実施要綱	病児保育事業の配置基準緩和可能地域の明確化	病児保育事業において、「離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ない」と市町村が認めた上で、医療機関併設型で定員2人以下の場合には、配置基準を緩和して実施できることとされているが、「離島・中山間地その他の地域」を明確化すること。	病児保育事業の実施については、要綱において離島・中山間地域を念頭に保育士及び看護師等職員の配置が条件付きで緩和されているところ。他方、要綱上当該緩和は「離島・中山間地域その他の地域」が対象となっており、「その他の地域」に具体的に含まれるかどうかについては明確になっていない。金武町は合計特殊出生率が2.00を超えており、離島や中山間とは異なる理由で保育士等職員の不足が深刻化しているが、当該地域においても、「その他の地域」に含まれると考えて、緩和した配置基準で病児保育事業を実施してよいか不明確である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	295	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成25年5月23日付け事務連絡「実務者研修にかかるQ&A集の送付について(その3)」の通し番号3	介護福祉士実務者研修における看護師、准看護師(以下、「看護師等」という。)の一部科目(医療的ケア)受講免除	看護師等が、介護福祉士実務者研修を受講する際に、一部科目(医療的ケア)の受講を免除すること	介護現場で働く看護師等が、介護福祉士の資格取得を目指し、実務者研修を受講する場合、平成25年5月23日付け事務連絡「実務者研修にかかるQ&A集の送付について(その3)」により、看護師又は看護師養成所を修了した者であっても、450時間以上の教育内容を全て受講する必要がある。このため、平成30年度に、実務者研修を受講しようとする看護師から「科目“医療的ケア”について受講免除とならないか」と問合せを受けたが、上記取扱いにより、「受講免除にならない」と回答せざるを得なかった。ただ一方で、教育内容のうち、科目“医療的ケア”(受講時間:50時間+実技演習)については、喀痰吸引等研修の修了者が受講免除の取扱いとなっており、その資格に基づき喀痰吸引等の行為を行うことができる看護師等に対して、医療的ケアに関する講義への受講を求めることは、取扱いにバランスを欠くものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	296	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条 年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について(自動車交通局貨物課長通知、国自貨第91号平成15年2月14日、一部改正国自貨第16号平成26年6月9日)	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	現在、道路運送法第78条3号で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。	現在、ドライバー不足により貨物の運送が困難になってきており、中山間地における配達には宅配事業者への負担となってきている。そのような中、本県では、道路運送法第78条2号による市町村運営の有償運送において貨客混載を行い、集落の拠点(公民館)まで配達し、拠点から各個人宅へは宅配事業者から委託を受けた当該地域の自治組織の複数の世話人が各々が所有する車両を利用して配達する貨物の共助運送の仕組みを検討中である。この場合、現行の道路運送法では、普通車の場合、貨物運行管理に係る国家資格や最低保有台数5台以上等の要件がある一般貨物自動車運送事業の許可が必要であり、現実的ではない。中山間地における宅配事業は年間通じて困難な状況にあり、自治組織は年間通じて自家用車による貨物有償運送を行う必要があるため、この規制緩和がなされなければ、仕組みが構築できない。このケース以外でも、近年、ネット通販の普及から宅急便の取り扱い個数は急伸しており、中山間地におけるサービス低下も懸念されることから年間通じての貨物輸送の自家用運送が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (12)水産業強化支援事業 水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金については、地方公共団体等における円滑な事業の実施に資するよう、対象となる施設の改築の内容を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に周知する。	—	水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金について、対象となる施設の改築の内容を通知により明確化した。	【農林水産省】水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金において対象となる施設の改築の内容の明確化について(令和2年3月31日付け水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/rifu.tsuchi.html#r1_292	水産庁増殖推進部栽培養殖課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (29)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (ii)介護福祉士実務者研修(40条2項5号)については、看護師及び准看護師が受講する場合に「医療的ケア」の科目の履修を免除するため、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平30厚生労働省社会・援護局長)及び「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平30文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長)を令和元年度中に改正する。	—	看護師又は准看護師の資格を有する者が実務者研修を受講する際、医療的ケアの科目の履修について免除可能とするため、改正通知を発出した。	【厚生労働省】「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について(令和2年3月6日付け文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知) 【厚生労働省】「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について(令和2年3月6日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/rifu.tsuchi.html#r1_295	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室
5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (v)中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【国土交通省】 (4)道路運送法(昭26法183) 繁忙期における自家用自動車を活用した貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、輸送実態に合わせて対象となる期間に春期を追加するなどの見直しを行うとともに、当該許可に係る申請を年1回で足りるものとする。 [措置済み(令和3年8月26日付け国土交通省自動車局貨物課長通知)]	繁忙期における自家用車の活用について、輸送実態に合わせた繁忙期の期間の見直し等を含む「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について(自動車交通局貨物課長通知、平成15年国自貨第91号)」の改正を実施した。	【国土交通省】年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について(令和3年8月26日付け国土交通省自動車交通局貨物課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/rifu.tsuchi.html#r1_296	国土交通省自動車局貨物課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	297	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、鳥取市、米子市	警察庁	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第44条、第45条の2、第46条	自家用有償運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停共用における規制緩和	道路交通法44条で禁止されている乗合自動車のバス停留所の10m以内部分への停車について、交通需要が少なく一般乗合旅客自動車運送事業者(緑ナンバー)が撤退し、自家用有償運送バス(白ナンバー)により代替交通を行っている地方においては、道路交通法46条の特例※によらずとも自家用有償運送バスの停車を可能とすること。 ※道路交通法46条の特例による停車許可を行う際に必要な道路標識(自家用有償運送車両がバス停留所の10m以内に停車可能である旨を表示する)の設置が支障となっているため、特例扱いをやめるべき。	鳥取県米子市淀江地区では一般乗合旅客自動車運送事業者が撤退し、米子市が自家用有償運送で代替交通を行うこととなったが、一部のバス停留所(14か所)において、他の一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停留所と共用するものがあるため、道路交通法46条の特例で規定する公安委員会が行う道路標識の設置によって一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停に停車しようとした。鳥取県警察本部はバス停留所に自家用有償運送のバスを駐車可能とするための道路標識の設置個所を現地で確認したが、路肩が狭く道路標識を設置することが物理的に難しいことやそもそも設置本数が多いことにより現地確認に時間がかかること等の問題により、道路標識設置手続きが進んでいない。これにより平成31年4月1日の運行開始に間に合わないため、止む無くバス停から10m以上離れた場所に停車しようとしているが、道幅が狭いやカーブで見通しが悪い等により適当なバス停位置がないこともあり、現場は困惑している状況。 なお、鳥取市南部地域でも同様の事例(バス停留所共有数は110か所)が生じている。	—
R1	298	11_その他	都道府県	鳥取県	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る都道府県經由事務の廃止	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県經由事務を廃止すること。	【現行制度】 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金における補助事業者(市町村)と国との間の交付申請、交付決定及び実績報告等の事務(以下「交付事務」という。)については、都道府県を経由して行うこととされている。 また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金における補助事業者(総務省所管補助金では都道府県及び市町村等、厚生労働省所管補助金では協会等)と国との間の交付事務についても、都道府県を経由して行うこととされている。(都道府県が補助事業者となる場合の交付事務は、都道府県と国とが直接行うこととされている。) 【支障事例】 交付事務は、年度末・当初の極めてタイトなスケジュールの中行わなければならない、大きな事務負担が生じており、都道府県における業務効率化を阻害している。 なお、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付事務に係るスケジュールについては、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において部分的に見直しが行われたものの、都道府県等の事務負担が十分に軽減されているとは言えない状況である。 そもそもこれらの補助金は国の政策により交付されているものであり、短い交付事務スケジュールの中で取って都道府県を経由させる必要性が認められない。本来国が負うべき事務負担を都道府県に転嫁しているのにはほかならないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	299	11_その他	都道府県	鳥取県	総務省	B 地方に対する規制緩和	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の国直接実施	個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)について、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。	個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金事務について、都道府県が市町村(社会保障・税番号制度システム整備費補助金では市町村等又は協会等)の交付申請・実績報告の審査・とりまとめを行うこととされているが、そもそもこれら補助金は国の政策により行われているものであり、機構が発行するカード枚数に応じた補助金若しくは地方情報システム機構に置かれているサーバーの改修経費であり、取って市町村に関与させる必要が乏しく、ましてや都道府県が関与する必要はないと考えられる。 更にこれら補助金事務は非常にタイトなスケジュールの中行わなければならない、事務処理に忙殺されるなど、都道府県、市町村とも非常に大きな負担が掛かっている。	—
R1	300	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の12、児童福祉法施行規則第36条の35第1号	里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について	一時預かり事業の利用対象児童について、里帰り出産時等など、居住地の保育所に入所・在籍している乳幼児を居住地外の保育所等でも受け入れ可能かどうか明確にするとともに、受け入れた場合の補助金の全国统一単価の創設や施設型給付の取り扱いの明確化を求める。	里帰り出産等で里帰り先に帰った保護者は、自治体による児童福祉法の解釈によって、居住地の保育所等を退所(園)しなければ、一時預かり事業を利用することができない場合がある。仮に退所した場合、里帰り出産後に居住地の保育所等に再度入所できるとは限らず、利用者は退所(園)に踏み切ることができない。 また、自治体の判断によって、居住地の保育所等を退所(園)せずとも一時預かり事業の対象とすることができるものの、一時預かり事業に係る広域利用の場合の補助金や入退所に伴う施設型給付の取り扱いについては不明瞭である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html
R1	301	03_医療・福祉	中核市	川口市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第53条、保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条	医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証のなりすまし使用への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。	【根拠法令】 ・健康保険法施行規則第53条(抜粋) 保険医療機関等は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する被保険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。 ・保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条(抜粋) 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する被保険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。 【支障事例】 現行法規上は被保険者証の提出のみで保険診療が受けられることとなっているが、医療機関が被保険者証のなりすまし使用を疑った場合、医療機関が任意でその患者に写真付身分証等の提示をお願いしているところである。しかし、医療機関が患者に対して身分証等の提示を求める行為、患者が医療機関の求めに応じて身分証等を提示する行為については、どちらも任意行為の範囲であり、身分証等の提示を拒否されることも起こり得、結果として、医療機関は被保険者証の提示を受けた以上その者に対して療養の提供を行わざるを得ない状況である。また、なりすまし受診については、未然に防ぐことができたものの、実例が確認されている中で、血液型やアレルギー等の情報を取り違える可能性もあり重大な医療事故につながる可能性が無いとは言えず、これらを防止する観点からも、本提案を行うものである。なお、本提案においては、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが浸透すれば解決するものと思料する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(3)(ii)】【厚生労働省(5)(iv)】 児童福祉法(昭22法164) 里帰り出産等における一時預かり事業(6条の3第7項)の実施については、里帰り先の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が適当であると判断した場合、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とすることが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法(平24法65)68条)の対象になること等を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	出産や介護等により一時的に里帰りする場合において、里帰り先の市町村が適当であると判断した場合は、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を里帰り先の市町村において、一時預かり事業の対象としても差し支えない旨を地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】「一時預かり事業の実施について」の一部改正について(令和2年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_300	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【厚生労働省】 (2)健康保険法(大11法70) 保険医療機関が行う療養の給付を受ける資格の確認(保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭32厚生省令15)3条)については、保険医療機関の判断により、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることが可能である旨を、保険医療機関等に令和元年度中に通知する。	—	保険医療機関が行う療養の給付を受ける資格の確認については、保険医療機関等が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることが可能であることを通知した。	【厚生労働省】「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」に関する留意点について(令和2年1月10日付け厚生労働省保健局保健課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡) 【厚生労働省】保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について(令和2年1月10日付け保保発0110第1号、保国発0110第1号、保高発0110第1号、保医発0110第1号厚生労働省保健局保健課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2019/r1fu.tsuchi.html#r1_301	厚生労働省保険局保険課